

毎週火、金曜日発行(但休日には当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

鳥取県告示第五百九十五号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 告示

- 目次
- ◇告示 保安林の指定解除
- ◇公安告示 聴聞会の開催

鳥取	所在場所	全面積	保安林面積	解除予定面積(実測)	指定の理由	申請者
栗谷	町字地番	台帳一実積	台帳一実測	(実測)	土砂流出防備	認定
馬場	旧城山	町 〇、六二六	町 〇、六二六	町 〇、三三七	道路敷地のため	
	国有地	町 〇、六二六	町 〇、六二六	町 〇、三三七		

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十三年十二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 聴聞会開催日時

昭和三十三年十二月二十日 午前十一時から

二 聴聞会開催の場所

米子市万能町 米子警察署会議室において

三 聴聞会開催の理由

道路交通取締法に基いて行政処分を行うにあたり次の事実を審議するため

- (1) 米子市富士見町二ノ一三九オートバイ修理工田中国男にかかわる無謀操縦の事案
- (2) 米子市富士見町二ノ五八自動車運転者長野富士夫にかかわる業務上過失致傷被疑事案
- (3) 境港市外江町三、四七七無職拜藤孝の免許所持資格欠除

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

鳥取県鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町  
鳥取市東町

印

刷

所 県